

北海道道州制特別区域計画（更新）の素案の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢など、多くの課題に直面。
- ・ 経済社会生活圏の広域化が進んでおり、広域行政の一層の推進が必要。
- ・ 本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを十分に活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度から27年度（9か年間）

ウ 移譲範囲

道州制特区推進法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会、道町村会と連携し、広域連携に関する具体的取組が推進されるよう努めていく。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「新たな地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(イ) 行政の効率化

- ・ 職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革努力を行っているところであり、道自ら不断に取組を進める。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 北海道の自立的発展に向けて国に提案した第1回から第4回の26項目のうち、「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」や「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」など3項目が道に限って認められ、「JAS法に基づく監督権限の移譲」など15項目については、道の提案の趣旨に沿って所要の改正が行われ、全国展開された。
- ・ 提案の実現によって、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道事業者などへの迅速かつ一貫した指導・監督が実現し、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。

(エ) 特区制度の活用と財源の確保

- ・ 地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、本道の優位性である「北海道価値」を最大限に活かし、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、今後も道民からのアイデアなどをもとに提案を積み重ね、北海道の自立的発展を図っていく。
- ・ 今後の本格的な権限の移譲に向けて、必要な財源の確保を求めていく。

(注) 下線を引いた箇所は現計画を修正又は追加した部分。

